

## 2023 年度 SHC スポーツビジネスマスターコース第 16 期

### コースの概要

**コースの目的**            スポーツ経営者としての意思決定に関する基軸を獲得  
   一生涯続く、スポーツ人材ネットワークの提供と交流

**エントリー期間**            **2023 年 2 月 1 日 (水) ~ 2023 年 2 月 15 日 (水) 23:59**

### コース形式について(予定)

- コース期間： 第 16 期 4 月 22 日 (土) ~11 月 28 日 (火)  
   平日オンライン+休日対面 (休日は東京または関西での実施予定)
  
- コース構成： オンラインと対面講義を組み合わせ、以下の内容を予定しています
  - 事前課題 (VOD、課題図書、事前学習レポート等)
  - 講義 (ゲストスピーチをメインとしたセッション等)
  - グループワーク (コース外の時間にグループメンバー間で任意に実施していただく場合があります)
  - プレゼンテーション
  - ゼミナール (コース外の時間に各自個人での課題レポートを作成) ※実施されない場合があります
  - フィールドワーク (予定) ※新型コロナウイルス感染状況等により実施されない場合があります
  - キャリア面談 (希望者のみ。コース期間中に実施予定)※講義には通常科目の他、振り返りワークやその他のワークショップが適宜含まれます。
  
- 定員： 16 期 30~35 名
  
- 会場： 平日オンライン、休日対面 (東京または関西での実施を予定)
  
- 受講証明書授与 (修了) 要件： 原則として、全コースのうち、70%以上の出席

## 対象者

### ① 就業経験があること

本コースおよび SHC の今後のキャリアデザイン支援を通じ、スポーツビジネスシーンにおいて活躍する上で必要となる、適切な経験と能力をお持ちであると認められる方

目安：2年以上のビジネス経験

### ② SHC が定める講義および講義外のグループワーク、フィールドワークなどのカリキュラムの全てに

コースの期間中を通して、当事者として主体的、積極的に参加し、関わる意志をお持ちの方

## エントリー手続き

エントリー受付期間内に、SHC 公式サイト内 ([shc-japan.or.jp](http://shc-japan.or.jp)) の「エントリーフォーム」にアクセスし、必要事項をご入力ください。

## 注意事項

1. エントリーへの提出物が不足している場合、また必要事項の記入漏れ、不備がある場合は、選考の対象とならない場合があります。なお、提出データは返却いたしません。
2. 所定の提出方法以外の手段（郵送他）での提出は受け付けません。
3. エントリー書類、また合否に関するお問い合わせを頂いても、個別にお答えする事は一切ございません。また、不明な点などがあった場合のみ事務局からご連絡をいたします。

## 選考方法

エントリー後、以下の選考を行います。

1 次選考：オンラインでのグループ討議

2 次選考：オンラインでの面接 ※該当者のみ

※ 1 次選考のみで合格を決定する場合があります。

※ 選考日時は別途お知らせします。

※ 合否の理由は回答できかねます。予めご了承ください。

## 結果通知

エントリーフォームにご登録された E メールアドレス宛に、選考の結果を送信します。

### エントリーから開講までの予定スケジュール

エントリー期間	2023年2月1日(水)～2月15日(水) 23:59
1次選考案内	2023年2月20日(月)頃
1次選考(オンライングループ討議)	2023年2月25日(土)または2月26日(日)
1次選考結果通知	2023年3月1日(水)頃
2次選考(オンライン面接) ※該当者のみ	2023年3月2日(木)～3月4日(土)
合否連絡	2023年3月6日(月)

※オンライン面接がなく、合格を決定する場合があります。

### 受講料/払込方法について

受講料：40万円(税抜)(16期)

**※ 日本プロ野球機構、日本トップリーグ連携機構、日本スポーツ協会の各加盟団体の職員および所属選手については、20万円の値引適用対象となります。**

**原則として、合格決定後、所定の期限までに指定の銀行口座に受講料の全額をお振込みください。**

分割払いをご希望の方は、別途ご相談ください。払い込み方法等の詳細につきましては合格者へ改めて通知いたします。

### 受講の取り消し/受講料の返金について

合格決定後の受講取消しは受けません。ただし、やむを得ない事情により、取消し・解約を希望される場合については担当窓口に申し出てください。その上で、コース運営者による協議の上、やむを得ないと判断された場合に限り、一部返金に応じる場合があります。なお、成績不振や意欲の低下による自主的な受講辞退、コース運営の妨げとなる行為や迷惑行為、また他の受講生の受講の妨害行為などによる登録の取消し・解約処分を受けた場合は、受講料の返金をいたしません。

以上